



2019年2月27日

各位

東京都新宿区西新宿6丁目24番1号
株式会社ベリサーブ
代表者名 代表取締役社長 新堀 義之
(コード番号: 3724 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 清水 昌彦
(TEL 03-5909-5700)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2019年5月中を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年3月31日（日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日：2019年3月31日（日）
- (2) 公告日：2019年3月15日（金）
- (3) 公告方法：電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

<http://www.veriserve.co.jp/ir/ept/>

2. 本臨時株主総会の開催予定時期及び付議議案等について

2019年1月31日付で公表しました「支配株主であるSCSK株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、SCSK株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式の全てを対象とする公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社普通株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会を開催するように本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。その場合、当社は、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、今後開催する当社取締役会において決定次第、改めてお知らせいたします。

以上